

道路特定財源の暫定税率失効による歳入欠陥の補てんに関する意見書

昨年度末以来、租税特別措置法改正案を初めとする関連法案に関して、暫定税率が期限切れで失効する事態となり、地方財政に大きな影響を及ぼしたところである。

租税特別措置法改正案が再議決されたことにより、地方の歳入欠陥の拡大には至らないものの、今般の事態により生じた地方の歳入欠陥に対する措置は明らかになっていない。

5月13日の閣議決定においては、「道路特定財源制度は今年の税制抜本改革時に廃止し21年度から一般財源化する。」とともに、「暫定税率の失効期間中の地方の減収については、各地方団体の財政運営に支障が生じないように、国の責任において適切な財源措置を講じる。その際、地方の意見にも十分配慮する。」とされている。

よって、国におかれては、財源が早急かつ確実に確保されるよう、次の事項について要望する。

- 1 地方の歳入欠陥に対しては、地方に負担をかけることなく、国の責任において、早急に適切な補てん措置を講じること。

ここに横浜市議会は、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年6月19日

| | | |
|--------|---|----|
| 衆議院議長 | } | あて |
| 参議院議長 | | |
| 内閣総理大臣 | | |
| 総務大臣 | | |
| 財務大臣 | | |

横浜市議会議長

吉原 訓